



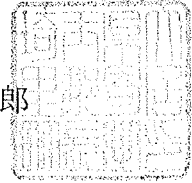
寄居町告示第60号

公募型プロポーザル公告

寄居駅南口駅前拠点施設設計業務について、下記のとおり公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので公告する。

令和3年4月12日

寄居町長 花輪 利一郎



1 業務概要

- (1) 業務名 寄居駅南口駅前拠点施設設計業務委託
- (2) 業務場所 寄居町大字寄居地内
- (3) 業務内容 寄居町駅前拠点施設の実施設計及び測量・地質調査等
- (4) 業務期間 契約締結日から令和3年9月30日まで
- (5) 提案上限額 9,999,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
を上限とする。

※委託額には建築確認書類作成も含みます。

(6) 業務のスケジュール

項目	日程
実施要領の配布(町ホームページで公開)	令和3年4月12日(月)～4月20日(火)
実施要領に関する質問受付	令和3年4月12日(月)～4月20日(火)
質問の回答	令和3年4月23日(金)
参加表明書受付	令和3年4月26日(月)～4月30日(金)
資格審査結果通知	令和3年5月7日(金)
提案書受付	令和3年5月10日(月)～5月14日(金)
プレゼンテーション・優先交渉権者選定	令和3年5月下旬
選考結果通知	令和3年5月下旬
詳細協議・契約締結	令和3年5月下旬
成果品納品	令和3年9月上旬

2 参加資格要件

- (1) 本プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業又はグループ（設計共同体）とする。
- (2) 本プロポーザル手続き開始日において、埼玉県又は東京都に本店若しくは支店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなされている者でないこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (6) 国及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) グループ（設計共同体）の構成員として又は他の単体企業若しくはグループ（設計共同体）の協力事務所として、本プロポーザルに参加していないこと。
- (8) 主たる業務分野（建築分野）を再委託しないこと。
- (9) 参加者又は管理技術者若しくは主任技術者が、平成22年4月以降に日本国内で竣工又は実施設計を完了した新築工事で、延床面積500㎡以上の建築物の実実施設計業務実績を有すること。なお、建築実績には協力事務所又はその管理技術者、主任技術者の実施設計業務実績を含む。
- (10) グループ（設計共同体）で本プロポーザルに参加する者の資格は、次のとおりとする。
 - ①代表構成員は、(1)から(8)の要件を満たすこと。
 - ②代表構成員又は構成員のいずれかが(9)の要件を満たすこと。
 - ③代表構成員は、本業務において、当町との契約相手方となること。
- (11) 寄居町入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、参加表明書提出と同時に「寄居駅南口駅前拠点施設設計業務公募型プロポーザル参加資格申請説明書」に基づき参加資格審査申請を行い、同等の資格を有していると認められること。また、公告の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、国又は地方公共団体の指名除外措置（これに類する場合も含む。）を受けていないこと。